

i 法務局からのお知らせ

**令和6年4月1日から
相続登記の申請が義務化されます！**

(※正当な理由がなく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科される場合があります。)

所有者が亡くなったのに相続登記がされない
と、登記簿を見ても持ち主が分からず、公共事業
や災害の復旧・復興事業が円滑に進まず、民間取
引も進められないといった問題が生じています。

そこで、所有者不明土地問題を解決するため、
相続登記の義務化や相続土地国庫帰属制度など、
様々な制度がスタートします。

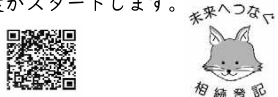


図 那覇地方法務局宮古島支局
☎ 0980-72-2639

i 宮古島市畜産物出荷奨励
補助金申請について！

「と畜証明書」を添えて、と畜月の翌月5日を期限とします。

- 対象者： 豚と山羊を、と畜する者
- 申請期間： 毎月、と畜した実績の翌月5日を期限とする。
※5日が土日祝祭日の場合はこれらの日の翌日を期限とする
※必要書類： 令和5年3月31日までに
と畜した実績が記載されている「と畜証明書」

■受付場所 宮古島市役所農林水産部畜産課
(総合庁舎3階) ☎ 79-7814

- 交付条件
- ① 宮古島市に住所を有する生産者であること
- ② 宮古島市で生産、肥育または販売される畜産物であること
- ③ 宮古島市の公的義務の滞納がないこと
(市税、負担金、使用料等の納付)

図 畜産課 ☎ 79-7814

i 難病患者等に係る渡航費等の
一部助成要綱変更について

令和4年度分から助成上限回数が2回から3回(放
射線治療を行った方は3回から4回)に増えました。

～令和4年度申請期限～
令和5年3月24日(金)

※混雑が予想されるので、早めの申請をお願いします。
郵送申請も可能です。

図 健康増進課 ☎ 73-1978

i 税務課資産税調査係からのお知らせ

相続人代表者指定届について

賦課期日(1月1日)以降に所有者の方が亡く
なられた場合、税に関する書類を代表して受領する
方を相続人の中から指定して頂くことができます
(地方税法第9条の2)。
相続人のうちのひとりに、「**相続人代表者指定届**
(兼固定資産現所有者申告書)」を送付しますので、
相続人にてご確認の上、ご提出をお願いいたします。

固定資産現所有者申告について

所有者の方が亡くなられた場合、固定資産現所
有者(以下「相続人」といいます。)の方がその納
税義務を承継することとなります(地方税法第9
条)。
相続人の把握のために、相続人のうちのひとり
に、「(相続人代表者指定届兼) **固定資産現所有者
申告書**」(同法第384条の3及び宮古島市税条
例第74条の3)を送付しますので、相続人にて
ご確認の上、ご提出をお願いいたします。

固定資産の使用者課税について

固定資産の所有者の存在が不明である場合、そ
の使用者に対して固定資産税を課することができます
(地方税法第343条第5項)。
当該固定資産の使用者を確認するために、固定
資産使用状況のご確認について、使用者又は関
係者に情報提供をお願いすることがあります。
ご協力のほどよろしくお願いいたします。

**令和5年度以降の固定資産納税通知書及び
納付書送付について**

令和5年度以降は、本市が所有者の方の賦課期
日までの死亡を知り、かつ、相続人による相続登
記が賦課期日までに完了していない場合は、相続
人全員に納税通知書を送付することとなります
(地方税法第9条第4項)。

納付書につきましては、相続人代表者指定届に
て届出があった代表者又は本市で定めた相続人に
同封しますので、相続人にてご確認の上納付をお願
いいたします。

なお、本市の相続人調査が納税通知書送付に間
に合わない場合は、これまで通り、代表者の方に
のみの送付となりますので、ご了承ください。

図 税務課 資産税調査係 ☎ 72-3751
(内線 2448、2451)

i 多重債務者無料相談を実施中

沖縄弁護士会は借金を抱えている方からの
相談を受け付けています。
弁護士が電話や対面での相談に対応します。

相談は初回無料です。

借金返済に困っている方は是非ご利用ください。

受付：月曜日～金曜日
9時30分～17時00分
(12時～13時を除く)

図 沖縄弁護士会事務局 ☎ 098-865-3737

i 新任人権擁護委員のご紹介

宮古島市の人権擁護委員として、「安元徹好」
さんが、令和5年1月1日に法務大臣より新
任に委嘱されましたのでお知らせします。

「人権相談」をご存じですか？皆さんの毎日
の生活の中で、「これは『人権問題』でない
だろうか？」と感じたり「法律上どのよう
になるのだろうか？」と思いついたりする
ことがあったら相談してください。

人権擁護委員が人権に関する御相談(人権
相談)をお受けしています。相談は無料で、難
しい手続きは何もありません。相談内容につ
いての秘密は厳守します。
困ったときは、一人で悩まず、相談してく
ださい。

図 那覇地方法務局 宮古島支局 72-2639

**【軽自動車税】名義変更や
廃車等の手続きは3月中に！**

軽自動車税は、毎年4月1日時点の所有者に
課税されます。名義変更・廃車などのお手続
きは3月中にお願いします！

- 各お問合せ先■
- ・50cc～125cc原動機付自転車
- ・ミニカー・小型特殊自動車
- ▶市役所税務課

- ・126cc以上のバイク
- ▶宮古運輸事務所
☎ 050-5540-2091

- ・軽自動車
- ▶軽自動車検査協会 宮古分室
☎ 050-3816-3127

図 税務課 諸税係 ☎ 72-3751
内線 2443



-MIYAKOJIMA CITY INFORMATION-

納税のお知らせ

納期限：3月31日(金)

- ・介護保険随1期
- ▶高齢者支援課 介護保険料係 ☎ 73-1964

- ・後期高齢者医療保険料9期
- ▶国民健康保険課 後期高齢者医療係
☎ 72-3751(代)(内 2646、2647)



相談コーナー

国民健康保険税 夜間納付窓口開設日時

3月9日(木)、22日(水)
23日(木)、24日(金)
17時15分～18時45分

- ・場所：市役所1階 国民健康保険課
- ・お問合せ：国民健康保険課 ☎ 73-1973

ふれあい総合相談支援センター

- ・毎週 **月～金** (祝祭日除く)
- ・受付時間 8時30分～17時
- ・場所：社会福祉協議会 ☎ 72-3193



無料人権相談

- ・3月22日(水) 13時半～16時
場所：市役所1階 地域振興課
- お問合せ：地域振興課 ☎ 73-4905

女性相談室

- ・毎週 **月～金** 9時～17時
- ・場所：市役所1階 児童家庭課 ☎ 73-1947

消費者相談窓口

- ・平日：10時～12時/13時～16時
- ・場所：市役所1階 地域振興課 ☎ 73-2695
- ・消費者ホットライン ☎ 188

夜間「暮らしの無料消費者相談」

- ・日時：**3月8日(水)、22日(水)**
18時～20時 ※要予約
- ・場所：市役所1階 地域振興課
- ・お問合せ：地域振興課 生活安全係 ☎ 73-4905